令和８年８月１日　現在

名張もみじ山荘短期入所生活介護（ユニット型・空室利用型）

利用料金表

（1）介護保険給付対象サービス（基本介護サービス費）〔日額〕　　（1割計算）

	要支援１	要支援２			
1. 要支援度別サービス利用料金	5,379円	6,671円			
2. うち、介護保険から給付される金額	4,842円	6,004円			
3. サービスに係る自己負担額（1−2）	537円	667円			
	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
1. 要介護度別サービス利用料金	7,159円	7,851円	8,613円	9,336円	10,037円
2. うち、介護保険から低下給付される金額	6,444円	7,066円	7,752円	8,403円	9,034円
3. サービスに係る自己負担額（1−2）	715円	785円	861円	933円	1,003円

【上記、基本サービスに加算される（加算される場合がある）その他介護サービス加算】

加算項目	内　　容	金　額
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を１名以上配置がある場合。	4単位/日
看護体制加算Ⅱ	基準を１名以上上回る看護職員の配置がある場合。	8単位/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上であること	6単位/日
夜勤職員配置加算Ⅱロ	ユニット型施設であり、２ユニット毎に１名の夜勤者配置定員＋１名以上の配置がある場合。	18単位/日
療養食加算	医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。	8単位/回
送迎加算	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、事業所の従業者が、事業所と居宅の間の送迎を行う場合。	184単位/回
緊急短期入所受入加算	①ケアプランで計画的に行う事になっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合 ②利用者の状態や家族等の事情でケアマネジャーが緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者	90単位／日（７日間まで）
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇向上を目的に、厚生労働省の定める算定基準で一ヵ月毎に算定額を決定させて頂きます。 （総単位数×16.3%×10.17円／月額）	

※１　入居者様のサービスに応じて、各種加算が変更になる可能性があります。

※２　職員の配置状況により加算の算定方法が変わることがあり、若干、料金が変更になる可能

性があります

1単位10.17円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

滞在費（日額）		**2,066円**
食費	**朝食**	**330円**
	昼食	**700円**
	夕食	**700円**
おやつ		**70円**

食費・居住費の減免

世帯の収入に応じ下表の対象となる方は、負担段階に応じ食費・居住費のご負担が軽減されます。

【居住費・食費】〔日額〕

利用者負担段階		①居住費	②食費
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者 ・預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下	880円	300円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方 ・預貯金等が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下	880円	600円
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 ・上記に該当し、年金収入＋その他の合計所得金額が80万円超120万以下の方 ・預貯金等が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下	1,370円	1,030円
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 ・上記に該当し、年金収入＋その他の合計所得金額が120万円を超える方 ・預貯金等が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下	1,470円	1,360円

※1　居住費・食費の軽減を希望される方は、介護認定を受けている市町村の窓口に申請を行い、「**介護保険負担限度額認定証**」の交付を受けて下さい。但し、ご本人及び同居家族の所得によっては「**介護保険負担限度額認定証**」の交付を受けられない場合もありますので、詳しくは市町村の窓口にてお尋ね下さい。

【　名張市：高齢障害支援室　　伊賀市：介護高齢福祉課　　宇陀市：長寿介護課　】

【その他のサービス】

① 理美容代	実費
② レクリエーション・行事等	実費
③ 電気製品持ち込み使用料	1200 円／日割り
④ 日常生活用品	実費
⑤ 買い物代行料	400 円／1 回
⑥ キャンセル料 ア）ご利用日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合 イ）ご利用日の前日午後５時までにご連絡が無かった場合 ※但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません	 無料 当日の利用料金１日分

※１．関係法令の改正や経済情勢の著しい変化及びその他やむを得ない事由がある場合に利用料の改定を行うことがあります。改定する際は、事前に改定内容及びその事由について、ご契約者及び身元引受人に通知いたします。

令和６年　３月２２日　一部改定
令和６年　７月１５日　一部改定
令和６年　８月　５日　一部改定
令和８年　６月　１日　一部改定
令和８年　８月　１日　一部改定